

名古屋市公報

令和 5年10月12日

第223号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼
発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目次 ページ

告 示

- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第486号) 2
- 名古屋農業振興地域整備計画の変更案について (緑土・都市農業課) (第487号) 4
- 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課) (第488号) 6
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第489号) 14
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第490号) 15
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第491号) 16
- 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第492号) 17
- 町の区域の変更 (ス市・住民課) (第493号) 19
- 名古屋市土原土地区画整理組合の換地処分公告 (住都・市街地整備課) (第494号) 22

教 育 委 員 会 告 示

- 名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について (第22号) 23

名古屋市告示第486号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年10月2日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	師長町西線	名古屋市瑞穂区師長町18番地先から	前	0.002	6.36	附 図 隔切りの廃止
			名古屋市瑞穂区師長町18番地先まで	後	0.002	6.36	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 圖



凡 例



区域変更により廃道する部分

名古屋市告示第487号

名古屋農業振興地域整備計画の変更案について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しますので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供します。

なお、名古屋市の住民で、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見がある者は、令和5年11月6日までに市に意見書を提出することができます。提出された意見書は要旨をとりまとめ、その処理結果と併せて、後日公告します。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和5年11月6日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和5年10月4日

名古屋市長 河村 たかし

1 農業振興地域整備計画変更案概要

(1) 農用地利用計画のうち農用地区域から除外する農地

名古屋市港区新茶屋一丁目1103番

(2) 農用地利用計画のうち農用地区域へ編入する土地

該当なし

2 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由の縦覧期間

令和5年10月4日から同年11月6日まで

3 農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由
の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局都市農業課

(名古屋市役所西庁舎 5階)

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 488 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和5年9月27日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和5年10月4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和5年度名古屋市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和5年度名古屋市公債特別会計補正予算（第2号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和 5 年度名古屋市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度名古屋市一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,497,119千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,427,189,245千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 国 庫 支 出 金		273,657,787	1,250,000	274,907,787
	2 補 助 金	59,997,018	1,250,000	61,247,018
14 繰 越 金		451,633	257,119	708,752
	1 繰 越 金	451,633	257,119	708,752
16 市 債		115,987,000	△ 10,000	115,977,000
	1 市 債	115,987,000	△ 10,000	115,977,000
歳 入 合 計		1,425,692,126	1,497,119	1,427,189,245

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 健 康 福 祉 費		404,896,215	77,000	404,973,215
	1 社 会 福 祉 費	129,040,360	77,000	129,117,360
4 子 ど も 青 少 年 費		183,231,038	△ 398,550	182,832,488
	1 子 ど も 青 少 年 費	183,231,038	△ 398,550	182,832,488
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		21,858,999	33,000	21,891,999
	2 区 役 所 費	7,958,210	33,000	7,991,210
7 経 済 費		83,366,757	1,281,000	84,647,757
	1 産 業 費	83,009,965	1,281,000	84,290,965
10 住 宅 都 市 費		40,080,308	178,000	40,258,308
	1 都 市 計 画 費	16,328,775	38,000	16,366,775
	2 住 宅 費	23,751,533	140,000	23,891,533
12 教 育 費		81,969,347	326,669	82,296,016
	2 小 学 校 費	18,405,849	206,845	18,612,694
	3 中 学 校 費	12,932,120	53,587	12,985,707
	4 高 等 学 校 費	1,579,369	62,998	1,642,367
	5 幼 稚 園 費	178,366	742	179,108
	6 特 別 支 援 学 校 費	2,111,568	2,497	2,114,065
歳 出 合 計		1,425,692,126	1,497,119	1,427,189,245

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額 千円
4 子 ども 青 少 年 費	1 子 ども 青 少 年 費	公立保育所のリニューアル改修	333,530
6 ス ポ ー ツ 市 民 費	2 区 役 所 費	平和コミュニティセンターの建設	168,692
10 住 宅 都 市 費	2 住 宅 費	子どもの転落防止のための補助錠の配付	140,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加 分

事 項	期 間	限 度 額 千円
総合リハビリテーションセンターの改修工事	令和6年度	1,243,000
公立保育所のリニューアル改修に係る仮設園舎の賃借	令和6年度から令和7年度まで	310,000

2 変 更 分

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
公立保育所のリニューアル改修工事 (令和5年第1号議決)	令和6年度	346,000	—	—

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備費	12,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	69,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
子ども青少年施設整備費	1,001,000	同 上	同 上	同 上	910,000	同 上	同 上	同 上
地域振興施設整備費	128,000	同 上	同 上	同 上	152,000	同 上	同 上	同 上

令和 5 年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度名古屋市公債特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ453,768,897千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 公 債		213,215,000	△ 10,000	213,205,000
	1 公 債	213,215,000	△ 10,000	213,205,000
歳 入 合 計		453,778,897	△ 10,000	453,768,897

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 出 金		170,395,000	△ 10,000	170,385,000
	1 起 債 額 繰 出	170,395,000	△ 10,000	170,385,000
歳 出 合 計		453,778,897	△ 10,000	453,768,897

名古屋市告示第 489号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区岩塚町字杵脇 1番 2の一部及び字神田 1番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・二ジクロロエチレン

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 490号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第12号に該当します。

令和 5年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区船見町 1番42の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 491号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中川区福住町 101番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 492号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 5年10月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
田中 香里 あま市七宝町遠島萱苧島1859番地 1
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
安井 裕亮 名古屋市中川区富永二丁目 378番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区富永二丁目 414番 3、畑、191.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 5年10月10日から令和 8年10月 9日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
191.00平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 150日、農業従事者： 2人
 - (3) 農機具の保有状況
小型耕うん機： 2、草刈機： 1、鎌： 1、鋤： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 493 号

町の区域の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市天白区の別図第 1 の区域において、令和 5 年11月18日から、次のとおり町の区域の変更をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年10月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

区域を変更する町の名称及びその区域

1 名称

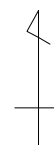
平針台一丁目

2 区域

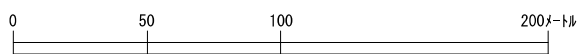
別図第 2 のとおり

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課

別図第1

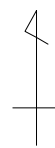


1 : 2,700

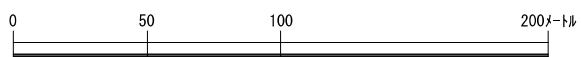


凡	例
実施区域	———
区界	— · — · —
町界	— · — · —
区、町、字名	太 字
施設名称	細 字

別図第2



1 : 2,700



凡	例
実施区域	———
区界	-----
町界	-----
区、町名	太字
施設名称	細字

名古屋市告示第 494号

名古屋市土原土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3項の規定により、名古屋市土原土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

令和 5年10月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市教育委員会告示第22号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）第3条第2項ただし書の規定により、名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場を使用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間として教育委員会が指定する期間は、次のとおりとします。

令和5年10月5日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

利用料金を納付しなければならない期間

令和5年11月5日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室